

令和2年7月臨時会 建設経済常任委員会記録

令和2年7月29日（水）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和2年7月29日（水）	5 頁
--------------------	-----

令和2年7月臨時会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	7月29日（水）	<p>審査日程の決定</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">商工振興課審査</p> <p style="padding-left: 4em;">議案乙第17号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p style="padding-left: 2em;">国道・交通対策課審査</p> <p style="padding-left: 4em;">議案乙第17号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（維持管理課、都市計画課、農林課、商工振興課）</p> <p style="padding-left: 2em;">令和2年7月豪雨災害について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第17号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

7月臨時会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年7月29日付託]

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

[可決]

[令和2年7月29日 委員会議決]

2 報 告

令和2年7月豪雨災害について（維持管理課、都市計画課、農林課、商工振興課）

令和2年7月29日（水）

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之
副委員長 西依 義規
委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則
古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長	古賀 達也
商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長	古沢 修
商工振興課長補佐兼商工観光労政係長	樋本 太郎
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長	三橋 秀成
商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長	能富 繁和
経済部次長兼農林課長	松隈 久雄
農林課農村整備係長	中垣 秀隆
農業委員会事務局長	倉地 信夫
上下水道局管理課長	小川 智裕
上下水道局事業課長	日吉 和裕
建設部長	松雪 努
建設部次長兼建設課長	佐藤 晃一
建設課長補佐兼庶務住宅係長	犬丸 章宏
維持管理課長	大石 泰之
維持管理課維持係長	山下 美知
建設部次長兼都市計画課長	藤川 博一
国道・交通対策課長	中内 利和

国道・交通対策課道路・交通政策係長 増田 義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

5 日程

審査日程の決定

議案審査

商工振興課審査

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

国道・交通対策課審査

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

報告（維持管理課、都市計画課、農林課、商工振興課）

令和2年7月豪雨災害について

〔報告、質疑〕

議案審査

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時7分開会

松隈清之委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

審査日程の決定

松隈清之委員長

初めに委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議いたしました日程案をお手元にお配りしております。

付託議案につきましては、議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の1本であります。

日程案といたしましては、まず経済部商工振興課関係の審査。それから建設部国道・交通対策課関係分についての審査をいたします。

7月豪雨災害に対する議案外の報告を受ける予定になっておりますが、タイミングとして総括前に受けるのか、総括、採決後に受けるのかにつきましては、時間を見ながら、ほかの委員会と採決前に休憩を一緒に取りたいと思いますので、合わせたところでそのタイミングを見て、入れていきたいと思っております。

このような日程でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。（「現地視察はないと」と呼ぶ者あり）

タブレット上で確認をお願いします。

それでは、審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

それでは、付託議案審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時10分開会

松隈清之委員長

再開いたします。



商工振興課審査

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

松隈清之委員長

これより経済部商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、令和2年7月一般会計補正予算中、商工振興課関係分について御説明をいたします。委員会資料、経済部関係分の2ページをお願いいたします。

目2商工業振興費につきましてですけれども、国の第二次補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示に伴う補正でございます。

本市独自の経済対策の追加支援といたしまして、事業継続応援給付金を創設するとともに本事業に係る人件費を補正するものでございます。

資料をつけておりますので、次のページをお願いいたします。

事業継続応援給付金給付事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により今年の2月から7月までのいずれか一月の売上げが、前年同月比で20%以上50%未満減少した法人及び個人事業主の方を対象としております。

給付額につきましては、法人が15万円、個人事業主が8万円。

受付期間につきましては、9月30日までといたしております。

家賃など、何にでも使用できる給付金といたしまして、国の持続化給付金や、現在実施しております本市の緊急事業支援給付金の対象となっていない方に新たに給付するものとしております。

なお、現在実施しております本市の緊急事業支援給付金の受付期間に関しましては、8月31日までを9月30日までとし、1か月延長したいと考えております。延長してこの給付金と

合わせたいというふうに考えております。

以上、説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

職員手当等の百……、この内訳はどういうふうになっているかな。職員手当の1名分。

期間中は別に雇うわけかな。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

この給付金事業を行うに当たりまして、現在任用しております会計年度任用職員、この1名分の報酬。それから職員手当、共済費等について議決後は組替えを行いたいと思っております。

以上でございます。

松隈清之委員長

ほかにございますか。

飛松妙子委員

今回、事業継続応援給付金給付事業ということで、50%以上の売上げの方だけが対象だったのを、また拡大して鳥栖のほうでしていただくということで本当にありがとうございます。

たくさんの方が、このことにより給付金を受けることによって、また喜びも感じ、希望も持っていただけていると思っております。

それで質問したいことは、先ほど議案質疑でもありましたが、市外の方でも対象にするということで、どういう書類を出されていらっしゃるのか、具体的に書類を私たちにを見せていただいて御説明をしていただければなと思うんですが。

それともう一つ、今まで行ってきた給付金事業の進捗状況も併せて教えていただければと思います。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まず現在行っている給付金事業の提出書類について申し上げます。

提出書類につきましては、基本的には確定申告書、もしくは鳥栖市民税の申告書、その控えの写しを提出していただいております。

それから前年同月比で比較をさせていただくに当たりまして、月の売上げが分かる帳簿、前年と今年。その帳簿をつけていただいております。

それとあと、振込先が分かるように通帳の写し、そういったものをつけていただいているところでございます。

それから現在の緊急事業支援給付金給付事業の進捗状況につきましてですけれども、7月17日決定分現在で件数が921件。法人等が316件、それから個人が605件という内訳になっております。

給付額につきましては、1億8,534万2,000円。内訳といたしましては、法人が9,480万円。個人事業主が9,054万2,000円という状況でございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ほかにございますか。

西依義規委員

前回、6月定例会で委員の中からそういった御質問——例えば市外居住でも、個人事業主であればという御質問が多分出ていて、委員会が終了してホームページを見ると7月2日に更新と書いてあって、鳥栖市内に事業所がある市外居住の個人事業主も対象としますと、今も出ているんですよ。

だから、いつ委員会が終わったか分かりませんが、6月後半の20日頃から、この10日間でどういう議論があって、これを市外居住の個人事業主も対象とするようになったのか。

例えばプラスマイナス、こういう利点、デメリットもいろいろあったと思うんですよ。それを何の説明もしないまま、ぼんとホームページに載せて。市民の方々に説明するのに何と言っていいか分からないんですけど。

その辺の、まずどういう議論があって、これを採用するようになったのか。どうやって決断されたのか。そこを教えてもらっていいですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

西依議員が言われるとおり、前回の委員会といたしますか、6月の一般質問等において市外の方で、市内で事業を行ってある方について検討してまいりますという答弁を行っておったかと思えます。で、そういったこともあって庁内で協議を行いまして、市内で事業を実施、経営を行ってあるということであれば、実際鳥栖市の経済を回していただいているというような結論に至りました。

市外の居住者の方につきましては、鳥栖市民税の均等割という納税を頂いている方は対象にしておったんですけれども、そうでない非課税の方でも実際事業を行っていらっしゃるということで対象とした次第でございまして、それにつきましては、定例の記者説明会におきまして説明をさせていただきまして、それが7月2日でございます。

で、その後、これまで問い合わせをいただいた方、もしくはそういった方でそれまでは対象としていなかった方については、それぞれ個別に連絡を行うとか、あと、おっしゃられた

とおりホームページ等で広報を図った次第でございます。

以上でございます。

西依義規委員

庁内でそういった一般質問を受けとめていただいて、もちろんそこは感謝しますが、それも個人の議員さんの意思——例えば議会として、もう書面を持って要望したなら、それはもうそれでいいんですけど。

個人の議員さんのそういった要望であったわけで、それを委員会で議論することなく、いやいや、それ議員さんからありましたんでやりますって言ったら、ここの議論の場は——結局、いや、それをやるべきという人もいれば、そこまでせんでいいやろうっていうような、せっかく我々議員が二十何名もいるんで、そこをこういった委員会で協議するんじゃないですかね。

全議員がって思わずに、その辺を——議論を無視されたのが、どうも僕はいまだに納得いかなんですけど。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

西依議員の御指摘は十分反省したいと思っております。

実際給付金の運用の面で、ちょっと明確ではないというか、そういう部分がありました。

要は市外の方について、納税されている方だけを対象にしていたけれども、要綱上はそういう要件は付しておりません。その分は、運用の変更で納税の有無は問わないということで、制度の主旨として事業者の支援を行いたいというところでは、同じ目的で拡大したものでございます。

議会の委員会のほうにお諮りをしていなかったことについては十分反省したいと思っております。

今後は丁寧な御説明に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

今の問題は新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化の対応策というふうなことで、それどこの市町もやっているんでしょう。

それに準じて交付金が来るから、これに対応するというふうな形で、結局、その前の、そういうふうな状況、検討するというふうな形を取り入れたと。

というふうな理解でいいわけでしょう。私はそう思うんですけど。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

確かに近隣の自治体につきましては、当然、事業者が市内にある方を対象としているとい

うようなところで給付をされております。

鳥栖市については、そういったところでは明確ではなかった部分を、県内の近隣市町と同様にそういう事業者を支援するというようなところで、対応をするということで、今回の応援給付金についても同様ですけれども、そういう対応をさせていただきたいというところがございます。

以上でございます。

西依義規委員

いや、もちろん大枠で予算を要求されて、それに採決してオーケーです、あと運用——いいと思うんですよ。ただ、あまりにも——今回の対象者も鳥栖市民税の納税義務者である法人等及び個人事業主としか書いていないんですよ、今回も。

ここにはっきり、いや市外の方も対象ですと書いて堂々とすればいいけど、先ほど議案質疑でもそこは何となく申告書を見ながらおっしゃるくせに、あまりにも甘さ——幅広い。

僕は執行部の裁量権が拡大しすぎじゃないかなと思って。そこまで言うなら何の議案審議もできんやないですか。後はお任せくださいって、ここに書いていること、うそやけん。

でしょう。違うんですか、後は任せてくださいって。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

鳥栖市民税の納税義務者の中には、市外の方であっても、市内で事業を営まれてある方が入っております。その方でも鳥栖市民税の納税義務者で変わりはありません。

ただ、先ほどから部長が申し上げているとおり、当初、納税をされていらっしゃる方、課税状況が把握できておりますので、その方については対象としておったんですけれども、そもそも原点の鳥栖市民税の納税義務者である市外の方で、鳥栖市内で事業を営まれてある非課税の方、この方にも給付をしたということで、鳥栖市民税の納税義務者には変わりがございません。

以上です。

内川隆則委員

私が相談を受けたのは、最初に久留米に店を持っている、小郡に店を持っている鳥栖市民の方、そういう人たちは、最初的时候は対象者やったわけね。

だから、先にそれをやったもんだから、後に三養基郡の人で、鳥栖市内に店を持っている方は駄目だったね。それはおかしいだろうということで、これが第2弾として出てきたわけね。

ところが、それをやるともう二重に、久留米からもらえる、鳥栖からもらえる、小郡からもらえる、鳥栖からもらえる、三養基郡からもらえる、鳥栖からもらえる。二重にな

ってしもうたわけよね。

だから、そういうふうな矛盾は確かに出てきとっけど、最初の起こりが、スタートがもともと間違っていたということ。

以上。

松隈清之委員長

今言われたところは非常に大事なところだと思うんですね。

だから、要はこれが市外の方でも大丈夫って言ったときに、矛盾が出てこないのかと。

それやったら鳥栖市に住んで鳥栖市で事業しよるとが、ばかみたいやんかと思われたらいけないと思うんですね。

だからそこに矛盾がないのかっていう説明ができれば、納得ができると思うんですけど。

そこが、いやそれは確かに矛盾がありますねって言われると、矛盾がある制度をそのまましていいのかどうかっていうところになるんで。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

矛盾はないと思っております。

というのが、先ほど来申し上げておりますとおり、鳥栖市民税の納税義務者ということで、売上げが上がって所得が出たならば、税金は払っていただく。たまたま売上げが課税に満たなければ、非課税。その年の売上げによって、その方々は変わっていく。

ただ、市内で事業を実施されているっていうことは変わりがないわけでございますから、鳥栖市民税の納税義務者ということで、矛盾は生じないというふうに考えております。

鳥栖市民で先ほどおっしゃられたように、市外で営業をされていらっしゃる方でも、納税は鳥栖市のほうに発生したら頂いておりますものですから、矛盾は発生しないというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

議事録を残すためにも。

これは最初100点と思って出したんですね。この前の段階、6月の議案は。で、議員さんからいろいろ要望があって、7月2日に変えたと。

その変えた理由をきれいに整理して言っていたら、僕はそれで市民の方に説明しますんで、お願いします。それだけでいいです。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そういうふうにした理由につきましては、市内で事業を営んでいらっしゃるということであれば、鳥栖市の経済を回していただいているという、そういう理屈でございます。

松隈清之委員長

だから考え方が変わったってことなんでしょう。

そこを言ってもらわんと、最初はそうでなかった——先ほど言われたのは100点だったら何で変えるとなるわけですよ。

最初が納税をしてもらっている人を対象にしとったけれども、それは必ずしも正しくなかったから修正したっていう認識でいいんですかね。(発言する者あり)

いや、もともとは納税している人にはそれを……、(発言する者あり)そこを変えたわけでしょう。

納税じゃなくて、もう義務者にしたわけでしょう。納税があるかどうかの事実じゃなくて、義務者に変えたわけでしょう。納税していても、していなくても、納税義務者は対象にする。だからそこが変わったところに対して、要は修正をしたってことなんでしょう。そういうことがあればいいんじゃないですか。

要は前のは100点じゃなかったということでしょう、修正するということは。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

制度自体も緊急につくった制度でございまして、その後、各自治体がし始めた制度だと思っております。

鳥栖市におきましては、武雄市に次いで行っております、その時点では100点と思っておりますけれども、運用していくうちにそうでない部分が出たものですから、そこについて委員長がおっしゃられるとおり、修正を図ったということでございます。

西依義規委員

ちなみに今、拡大した納税義務者は、何人で幾らぐらいなんですか。

私もちょっとこれ——要はどういう積算をして、何でこの金額になっているかってことなんですかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

先ほど飛松議員から御質問を受けて実績を申し上げた中で、これは個人事業主の方に限りがあるんですけれども、うち市外居住の方につきましては、7月17日現在で27件ですね、金額で405万円になります。

西依義規委員

もう一回整理すると、納税者はもともと対象やったじゃないですか。ここに納税者と納税義務者がありますね。

松隈清之委員長

納税義務者の中に納税している人と、していない人がいる。

西依義規委員

そうそう、それは分かります。

納税者は例えば25件、納税をしてない方は2件とか、その比率は分かるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

先ほど申し上げた27件の方については非課税者でございます。

飛松妙子委員

今回のお支払いされた方の円グラフを前回同様また出していただければと思います。

先ほどから議論されてあるのを、私も商工振興課のほうに市外の方で納税されていらっしゃる方のお話をさせていただいたんですが、やっぱりそのときには、私も納得したんですね。納税をしていないから支払いできないんですよという、そうかと思って。

やっぱり修正になったときに、委員長、副委員長に御報告頂いて、それを委員のメンバーにも、また全員にも、こうしますってことをしていただけると、たぶんこの話は、素通りしたと思うんですけど、そういうことで今後もよろしく願いいたします。

で、その円グラフというか、支払い状況を出していただけますか。

松隈清之委員長

それは前の給付金の分ですよ。

飛松妙子委員

はい。

松隈清之委員長

それ出るんですかね。

暫時休憩します。

午前11時34分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前11時35分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

資料については、後日、執行部のほうから、タブレットのほうに上げるようにいたしますので、よろしく願いします。

次に、節11需用費4万円につきましては、土地の売買契約の締結に必要な収入印紙の購入費用を補正するものです。

次に、節22補償、補填及び賠償金5,004万1,000円につきましては、国道3号の用地先行取得事業について、用地取得に伴う2か所、3物件の移転補償費を補正するものです。

詳細につきましては、主要事項説明書で御説明いたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。

事業名は、国道3号鳥栖拡幅用地先行取得事業、補正額は5,013万1,000円でございます。

目的につきましては、国道3号の整備促進のため、国庫債務負担行為による用地先行取得制度を活用し、国の代わりに事業用地の取得を行うものでございます。

用地は土地開発基金で先行取得を行いますので、今回、一般会計の補正予算で計上をいたしますものは、補償費と旅費、需用費の事務費となっております。

なお、先行取得した用地につきましては、補償費、事務費も合わせまして、翌年度から4年間をかけて、国から市に対しての買戻しが行われます。

したがって、来年度から、土地開発基金で先行取得した土地を、一般会計で4年間かけて買戻しすることとしており、その費用につきましては、土地代に今回計上させていただきました補償費、事務費も合わせまして、歳入として4年間かけて国から支払われるものでございます。

事業内容につきましては、事業費5,013万1,000円、内訳としましては、用地費については全額、土地開発基金での対応となりますので、今年度の一般会計の予算計上はございません。

補償費は5,004万1,000円。

事務費としましては、旅費、消耗品費を合わせまして、9万円を計上しております。

なお、用地の先行取得に係ります職員の人件費につきましては、当初予算で計上済みですので、今回は計上しておりません。

合計の事業費につきましては、括弧書きの1億5,913万円が全体事業費となりまして、そのうち今回補正予算として一般会計で計上するものが5,013万1,000円となっております。

下に位置図をつけておりますけれども、国道3号鳥栖拡幅事業の事業区間は、姫方交差点から商工団地北入口交差点まで、延長2.4キロ、計画幅員25.25メートル。事業主体である佐賀国道事務所により平成20年度から事業が実施されております。全体事業費は77億円となっております。

先行取得箇所につきましては、赤で着色させていただいております2か所。原町交差点の南側、それと基里グラウンドの対面側の2か所となっております。

以上、議案乙第17号令和2年度一般会計補正予算(第4号)の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

内川隆則委員

今までもあったかもしれませんが、4年間かけてたったこれだけの金ば国は払うて言いよるが、4年間の根拠は何。

中内利和国道・交通対策課長

一応、国のほうで、用地国債というのを設定させていただきまして、大体4年から5年で、市が買った翌年度から4年、5年という今回4分割になるんですけど、1億6,000万円を4,000万円ずつ支払うと。

これについては、今年ついている事業費とは別枠となります。別枠でその分追加で買いますと、市のほうですね。その分を返していきますよっていう国債になります。

内川隆則委員

4年間ちゅう根拠は何ねって聞きよるとたい。

中内利和国道・交通対策課長

すみません。用地国債という制度の中で、ある程度返す額があまり一遍に大きくならないような形で、複数年にかけて返すという仕組みになっておりまして、ちょっとすみません、4年間という根拠ではないんですけど、複数年という形で、国のほうが今回4年間で設定をしているという形でございます。

松隈清之委員長

それは単年度の額に、ある程度目安があるってということなのか、年度に目安があるということなのかというのはどっちなんですか。

中内利和国道・交通対策課長

まず年度で大体1億円以上の用地費に対して、こういった枠を設定するという形になっておりまして、それを複数年で返すっていうのを国会で議決して、次の年から債務として、それを履行するという形です。

松隈清之委員長

たまたま今回4年間ということですね。

齊藤正治委員

用地取得は4年終わるまで、例えば工事はこれ以降やるってということですかね。

中内利和国道・交通対策課長

工事については、まず取得するのが市になりますので、来年度に施工同意という形で、お

互いにもう工事をしていいですよっていうところを、国と交わした後に、もう国のほうで工事に入っていただくと。

ただ土地については4か年に分けて返していくという形になります。

齊藤正治委員

そうしたら、これからの全体の完了年数、それはあと何年かかるんですか。

中内利和国道・交通対策課長

事務所のほうが、用地がある程度目安がついたときに、何年度に開通しますというめどを出すんですけども、それがまだ今出ていない状態です。

ただ個人的な——今の計画を見ていると、実際あと5年ぐらいで全体ができ上がるのかなというふうな状況にあります。

用地としては80%弱ぐらい、もう終わっているという状況です。

齊藤正治委員

要するに味坂関連のアクセス道路の完了と同時期に終わらせるってというような工事計画をされているってということですかね。

中内利和国道・交通対策課長

今、味坂のアクセス道路が、この図面の商工団地北入口交差点のところに取りつく。

で、味坂のほうについてはもう最初の実施計画の中で、令和5年度開通というのを公表していますので、それに向けて今工事を進めていらっしゃいます。

こちらとしても、終点側で今工事を集中的に、今年度以降、アクセス道路と合わせた形で共用できるような形で、先に今工事を進めているという状況でございます。

西依義規委員

このやり方は、来年度、再来年も続いていくんですか。

中内利和国道・交通対策課長

先ほど申しましたように用地が8割ぐらい済んでおりまして、曾根崎交差点を今700メートルやらしていただいているんですけど、そこはもう全て済んでいます。

で、それより、起点側、終点側についても、案件があと8件ぐらいしかないので、今回うちがそのうち2件買うので、残りの部分は、また1億円以上設定して買うような案件ではないということで、事務所の方からは今回限りというふうに聞いております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

これ、土地開発基金により先行取得を行うと。ということは、一般会計で、用地をまた買

い戻して――予算上はね。一般会計で買って、その分の金が来るといことなんですかね、
流れ的には。

中内利和国道・交通対策課長

委員長がおっしゃるとおりです。

歳入として来まして、歳出として土地開発基金のほうにうちから返すという形で、土地開
発基金のほうは、歳入として入れるという形になります。

松隈清之委員長

ほかにありますか。ないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で議案に対する質疑を終わります。（「議案外までやりましょうか」と呼ぶ
者あり）

今できる、この時間で。この時間でできる。

松雪努建設部長

たぶんできると思います。ちょっとお昼に食い込むかもしれませんが。

松隈清之委員長

分かりました。

それでは、まず先に議案外の報告のほうをお受けいたしますので、しばらくお待ちくださ
い。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩



午前11時52分開会

松隈清之委員長

再開いたします。



報 告（維持管理課、都市計画課、農林課、商工振興課）

令和2年7月豪雨災害について

松隈清之委員長

執行部より議案外の報告の申出がっておりますので、これをお受けしたいと思います。
まず建設部関係から御報告をお願いします。

大石泰之維持管理課長

議案外でございますけれども、今年7月に多発しました豪雨災害、これに関する建設部関係の説明から行います。資料はいいですかね。

まず災害箇所の一覧表でございます。

道路、それから水路関係の災害箇所が合計で27件、それに朝日山公園の1件の全部で28か所の災害が発生いたしております。

この内訳でございますけれども、7月9日からの大雨で発生したものでございます。

27件の内訳でございますが、鳥栖地区で1件、若葉地区、河内町、それから神辺町を中心としまして12件、麓地区が立石町、それから平田町などを中心に12件、旭地区が2件の合計27件となっております。

一覧表に挙げておりますとおり応急対応と、まだ対応が終わっていない部分もございまして、終わっていない部分に関しましては、水が落ち着いてから、河川や水路の水量が落ち着いてから実施するもの。

それから小規模のために、必要な排土など、今から雨が落ち着いてから行うといったものが残っておりますので、これにつきましては、今週以降、順次対応していきたいと考えているところでございます。

続きまして、次のページは一覧表と対応しました鳥栖市全域の場所を番号で表しております。このうち主なものについて次のページから3点、御説明いたします。

まず1番目、河内町の河内・大峠線でございます。

ここに関しましては、平成30年の災害で被災したところでございます。

また同じ場所が被災しております。これにつきましては、再び公共災害復旧事業で対応したいと考えております。

次のページをお願いいたします。

神辺町、松本・堂の本線でございます。

徳昌寺に行く途中の神辺高速バス停の駐車場付近でございます。

これについても市道の路肩が崩落しておりますので、復旧工事を行うということで、ここ

につきましては、単独災害復旧事業で行う予定としております。

次のページ、山浦町、下岸田中央線、いわゆる緑が丘団地ののり面でございます。

のり面の一部が大雨により崩落してきておりますので、ここにつきましては——ただ団地完成後40年たっておりまして、今回の災害復旧だけですと、この写真でいうブルーシート部分しか対象になりませんので、こののり面全体の対応について今後どのようにしていくかというのを現在検討しているところでございます。

これにつきましては、各種調査を行った上で最終的な工法、それから補助や起債の適用状況なども判断しまして進めてまいりたいと考えております。

次に、23番平田町、鬼迫・土井上1号線でございますけれども、いわゆる麓の共乾の上の部分でございます。

こちらにつきましては、市道の山側ののり面が崩落しまして、市道を塞いだものでございます。

ここにつきましては、応急復旧工事で排土をしまして、現在は通行止めを解除して、通常通り通れるようにいたしているところでございます。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

続きまして、都市計画課都市公園の分の被害について御説明申し上げます。

7月6日の午後2時頃、28番の朝日山公園でございますが、原古賀側の斜面の沿道ののり面が崩壊しまして、写真でお示ししておりますとおり、車道を塞いでおります。

応急処置としては、まずこの写真に写っております土のうを積みまして、さらに斜面の下に被害が広がらないようにしておりました。

現在では、この道路を塞いでおりました泥につきましては、全て撤去しておるところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

続きまして、農林課関係分の議案外報告、経済部の部分で御報告を申し上げます。

タブレット資料の7月豪雨災害のほうをよろしく願いいたします。

まず7月豪雨状況につきましては、雨量の状況を御報告いたします。

九千部山観測所におきまして、令和2年7月5日から14日にかけて、断続的に雨が降り続きまして、総累計雨量は866ミリ、24時間最大雨量は208ミリ、7月8日13時から7月9日13時でございます。時間最大雨量は39ミリでございます。

またその後も雨が続きまして、7月だけで1,000ミリを超える雨が降っているところでございます。

委員会の説明資料の2ページ、3ページを合わせて御覧いただきたいと思います。

2ページのほうに3分類で事業を記載しております。

まず現年発生公共災害復旧費ですが、これは林道の公共災、つまり国の災害の補助対象になります事業費40万円以上の災害箇所が8か所でございます。

場所としましては、九千部山横断線で6か所、位置につきましては、位置図の中で、3ページの赤い四角で囲んでいる部分でございます。

写真を載せていますものは、こちらの九千部山横断線の②でございます。

そのほか横井線、西十郎線の各1か所は、この図面右手中央部分になります。

続いて、黒丸2点目ですけれども、単独災害復旧費ですが、これは40万円未満で市単独での災害が数か所でございます。

位置としましては、九千部山横断線で1か所、これは青で囲っている部分で、赤線がない部分でございます。あと横井線3か所、西十郎線2か所は、位置図右手の青色の部分でございます。

また農地が1か所で、こちら写真を載せておりますけれども、農地ののり面が崩壊しております。位置図は右手一番下の神辺町でございます。

最後に、黒丸3つ目ですが、林道管理委託料という分類をしております。

これは小規模な崩土や倒木が10か所発生しております。位置図では緑で色づけをしている部分でございます。九千部山横断線上部で1か所。頭野芳谷線の左上部で2か所、鳥越線で河内ダムの上部の1か所、右手中央の横井線で2か所、西十郎線で4か所でございます。こちら合計で25か所でございます。

次に、この対策についてでございますけれども、公共災害については、災害査定への対応が急がれますので、予備費の充用により現在測量設計を準備させていただいております。

その後、12月議会に復旧工事費を計上させていただきたいと考えております。

次に、林道災害単独、林道維持管理、農地につきましては、9月議会に予算計上をお願いしたいと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

続きまして、商工振興課関係施設について御報告いたします。

被災箇所が3か所ございます。資料については4ページ目でございます。

1つ目が、杓子ヶ峰遊歩道ののり面が一部崩壊しております。

2つ目でございますけれども、御手洗の滝キャンプ場の物置につきまして、倒木ができております。

3番目に、西部工業団地調整池ののり面が一部崩壊をしております。

まず御手洗の滝の倒木撤去につきましては、現計予算で対応したいと思います。今支障がある分についてはもう既に切っております。

杓子ヶ峰と御手洗の滝の復旧工事等につきましては、12月補正予算で計上をさせていただきたいと思っております。

西部工業団地につきましては、単独災害復旧費といたしまして、9月補正予算に計上したいと考えております。

5ページから7ページまでについてはそれぞれの位置図をつけております。

後ほど御参照をお願いいたします。

以上、御報告とさせていただきます。

松隈清之委員長

説明が終わりましたので、この際、確認したいこと等があれば、お受けしたいと思いますが、よろしいですか。

飛松妙子委員

本当に7月の豪雨災害では皆様に大変御苦労いただきましてありがとうございます。

1点質問させていただきたいのが、先ほどの説明の中で、1番の河内町が前回と同じ場所ののり面が崩れましたって御報告だったんですが、これ、もしかしたら修理しても、また同じような豪雨が降ると、なるのではないかという危惧があるんですが、この辺りはどのようにお考えでしょうか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

御指摘のとおり、平成30年で公共災のほうで復旧させていただいたブロック積みが今回被災を受けております。

当時の平成30年の被災のメカニズムとしましては、路面のほうからの水が路肩を崩しまして、もともとは自然ののり面だったんですけれども、その自然ののり面を上の方の道路のほうの排水から水が浸透しまして、崩れたというメカニズムのもとに、今回ブロック積みで、平成30年度に復旧させていただいておりました。

改めて今回、大雨がありまして、400ミリ以上の豪雨があったものですから、やはり山に結構な浸透水が入っていたというところが、実際に痕跡がありまして、これ写真で見ていただくように、実際には上からの被災はあっておりません。

路面からの水じゃなくて基礎のほうの、下のほうの滑りが今回の原因になっているというふうに理解しております。

実際にはこのブロック積みの基礎のほうで湧水といいますか、地下水が流れている痕跡も

ありましたので、この辺を踏まえまして、九州地方整備局、それと佐賀県、そちらのほうに今の実情を説明しまして今後の取扱いにつきまして今協議をしているところでございます。

おおむね公共災として、今後も対応できるんじゃないかなろうかという話を頂いておりますので、公共災のほうで申請したというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。確認ですが、過去に同じ場所で災害があったときに、崩れてまた直すっていうことがあったのか。どのくらいあったのか教えていただければと思うんですが。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

私も災害は結構長く携わっているんですけど、同じような場所で、今回のような災害が発生しているっていうのは、なかなか経験がないものでございます。

実際によくあるのが、災害で復旧したところの前後、隣同士が同じように被災するというような話はよくあるんですけども。

今回のような形で、地下水が実際にあったけれども、当時はちょっとそこが把握できてなくて、ブロック積みで対処しとったんですけども、やはり水につきましては、こういったブロック積みではなくて、水が抜けるような工法での検討が必要なのかなというふうに確認させていただきましたので、改めて工法の見直しをしながら対処したいというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。ぜひ、よろしく願いいたします。

小石弘和委員

ちょっとお伺いいたしますけど、今、再復興というふうな形がございます。

ため池の件ですけど、1回修復して、ため池ののり面ですたいね、修復して、結局崩れているわけですよね、また崩壊しているわけです。

一定の工事の金額が決まって、受益者がいますから、受益者負担金って要するに明確にされているわけです。

ところが工事をやっている途中で、その工事費が若干変わってきたと、工事費が上がったというような場合、受益者負担金はまた上げるわけですか。

1回のり面が崩れて、その部分の受益者は払っているわけですよ、工事費の受益者負担は。

ところがそれが増えて、再度工事の金額が決まるわけですね。

そうしたら、そこに受益者負担金っていったらちゃんと決まってくる。

ただ、途中で工事費は結局これでは駄目だというふうなことで、工事費が上がるわけですよ。

そうすると、また受益者負担金が増えるというふうな報告を受けているわけですね。

それはちょっとおかしいんじゃないかなというふうなことで、そういうことがあるのかお尋ねいたします。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

ため池の災害復旧についての地元の負担金についてということでございまして（「受益者負担」と呼ぶ者あり）

受益者負担金、その件につきましては、やはりその状況に応じて必要な部分で、変更がある場合がございますけれども、今回同じく、国泰寺で同じような状況があったんですけれども、増額になる部分が、受益者に負担をお願いしなくてはいけない部分なのかどうかというその原因のところを協議しまして、対応したいというふうに考えております。

小石弘和委員

じゃあ対応して、協議をして、工事の増額の分をプラスとする可能性もあるわけですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

現時点では、そのため池につきましては、市のほうで対応をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

内川隆則委員

この緊急箇所の工事を行うでしょうけれども、先ほど来、言われていましたように、後については9月議会、その他については12月議会とかいうふうな言葉がぼんぼんぼん出たんですけれども。

要するに毎年毎年災害が、こういう大雨が降ると、根本的にこの辺はやらなければならないというふうなところがたくさんあると思うたいね。

その辺をもうぼんぼんぼんぼん、今度は9月議会で、12月議会でなんていうふうなことで、ほんとに根本的な考え方に立って、補正を要請していつているのかどうかということが、非常に疑問を持つわけよ。毎年毎年こういうふうな災害が起きるから。

だからもう少し時間かけてじっくりやって、これはもう根本的にこういうふうなやつはやらぬかと、ひいては9月の補正についてはこれだけ要求していかないかんっていうふうなやつをしっかりと議論した上でやっていただかないと。

繰り返しのような、俺も前回の議会で農林課長から、これで終わりですなんて答弁されて、頭にきとったばってん。

だから、その辺きちんと精査してやっていただくような補正予算を要求して、出してもらいたいというふうに願っておりますので、よろしく。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

古賀和仁委員

すいません、災害箇所の一覧を見ていると全面通行止めが4か所あると。

これは大体どのくらいの期間をめどに開通すると考えていいわけですか。

大石泰之維持管理課長

今回の災害のうち、特に公共災害につきましては、9月の頭に災害査定が予定されております。それを経てからですので、実際の現場の発注が10月以降になってきます。

それで、工事の通行止め期間は今年度の年明けぐらいまで、2月、3月ぐらいまでかかるものと考えております。当面、大峠線については、通行止めがかかるものと考えておるところでございます。

それ以外のところにつきましては、できるだけ早期に開けるように今取組をしておるところでございますので、順次開放ができるようになった時点で、通行止めを解消していきたいと考えております。

以上です。

古賀和仁委員

それぞれ通行止めになっているところに施設があると思うんですね、施設が。

そういうところに対する対応っていうのは、どういうふうにされているのか。

松隈清之委員長

施設。

古賀和仁委員

施設。それぞれ施設があると思う。

大石泰之維持管理課長

山浦（発言する者あり）

グリーンファームにつきましては、その奥の部分が被災している場所ですので、グリーンファームまでのところには支障ございません。

また斎場も通行止めはその手前、龍華寺のところで立てておりますけれども、斎場までは通行ができますので、斎場の利用には支障がないようにいたしております。

以上です。

松隈清之委員長

る方が多分いらっしゃると思うんですね。

10万円の給付金のときにも、例えばDVに遭われている方への給付に関しては、申込みを事前に受け付けて、先に発送して、その後、世帯主の受付をされているってことがあったんですが、その辺のことは、何かされていますか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

給付金を参考に進めたいと思います。

松隈清之委員長

ということは、事前に言わなくても分けて発送するというだけでいいんですかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

給付金のほうが対応しているかと思いますので、教えていただきながら同じように送付をしたいと思います。

松隈清之委員長

給付金は配られることを、皆さんいろんなもので御承知だったかと思いますが、これは来ると知らない人とか、もらえると知らない人もいるので、事前にお願いが市役所のほうにできないっていうか、知らない人もいと思うんで、そこはなるべく配慮ができる形でお願いします。

よろしいですか。

西依義規委員

委員会で質問した、例えば大店法、フレスポ鳥栖、一応そういうお店も入って、あとは仕様とか要綱を整理するとおっしゃったんですけど、どういうふうになったのかと、例えば全国チェーンみたいな形の鳥栖店みたいなのも入っているんですけど、その辺の線引きはどうなっているのか教えてください。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

委員会で御説明を差し上げておるとおり、大店法に係る小売店舗につきましては、除外をしております。ただし鳥栖市内で本店、本社がある小売店については、入れております。

飲食ブースは小売店法に関わりませんので、除かれております。

中小企業法における飲食店であれば、資本金が1,000万円以下、または従業員が50人以下、どちらかで該当をするようになっております。

西依義規委員

いや、例えば店名挙げていいのか分かんないですけど、リンガーハットさんとか、CoCo壺番屋さんとか、それはもう個人事業主みたいなフランチャイズでされているってことですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そのとおりでございます。

松隈清之委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

ないようでございますので、この応援クーポン券のチラシについての質疑を終わります。



総 括

松隈清之委員長

それでは、これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

西依義規委員

すいません何回も。今回、事業継続応援給付金っていうふうに拡大されて、鳥栖市として方向性はとてもいいと思っているんですよ。

前回の素早い50%、30万円と、今回のやつと、総合的に。

ただコロナ不況って、まだ終わっていないんですよ。今後も多分続くと思うんで、国からの交付金はあるのかどうか分かりませんが、やっぱこの20%、100から20%を救うのはちょっと難しい——やっぱ全部に平等に行くのは難しいと思うんで、僕は前回の事業のほうが理にかなっていると思うんですよ。

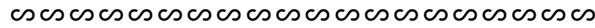
例えば、とても業績が悪化したと、自分の会社のせいじゃなくて、このコロナっていうせいで被害があるような事業。

で、例えば全部数字もらっていますよね、昨年度の売上げ減少。それ多分90%のお店から今回は50%のお店までであると思うんですよ。

そういったところで、できれば100とか90とか80%ぐらいのお店とか、業種をもう一回ちゃんと見てやって、本当にそこら辺が大丈夫なのか、もし第2弾、第3弾ができるのであれば、そういったところこそ救うじゃないけど、手厚い何かそういう、応援とまで言いませんけど、やっぱそういったところの業種がなくなってしまうたら、さっきの鳥栖市の経済を回すっていう話もなくなりますので。

松隈清之委員長

これより、採決を行います。



議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

松隈清之委員長

議案乙第17号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分については原案のとおり可決されました。



松隈清之委員長

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

特に委員のほうから何かございますか。

〔「発言する者なし」〕

よろしいですか。

それでは、本日議決した本案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



松隈清之委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

これもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時48分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 松 隈 清 之

